　　　　　　自主防災会規約

（名称）

第1条　この組織は、　　　　　　　自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（目的）

第２条　本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第３条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)　防災に関する知識の普及

(2)　地震などに対する予防対策

(3)　地震等の発生時における情報の収集・伝達、初期消火、避難誘導などの応急対策

(4)　前号に関する訓練

(5)　防災資機材等の整備

(6)　その他本会の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第４条　本会は、　　　　　　町内会にある世帯をもって構成する。

（役員）

第５条　本会に次の役員を置く。

(1)　会長

(2)　副会長

２　会長は　　　　　　をもってあて、その他の役員は、会員の互選により選出する。

３　役員の任期は　　　　年とする。ただし、再任することができる。

（役員の任務）

第６条　会長は、本会を代表し会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮にあたる。

２　副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。

（総会）

第７条　総会は、町内会総会と同時に開催する。総会は全会員をもって構成する。

２　総会は、次の事項を審議する。

(1)　規約の改正に関すること

(2)　防災計画の作成及び改正に関すること

(3)　事業計画に関すること

(4)　予算及び決算に関すること

(5)　その他、総会が特に必要と認めたこと

（防災計画）

第８条　本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

２　防災計画は次の事項について定める。

(1)　地震などの発生時における本会の組織編成及び任務分担に関すること。

(2)　防災知識の普及啓発に関すること。

(3)　防災訓練の実施に関すること。

(4)　地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、応急救護及び避難に関すること。

(5)その他必要な事項

（経費）

第９条　本会の運営に要する経費は、鳥取市自主防災連合会補助金及びその他の収入をもって充てる。

（その他）

第１０条　この規約に定めのない事項については会長が定める。

（会計年度）

第１１条　会計年度は、毎年　　月１日に始まり翌年　　月３１日に終わる。

この規約は、令和　　　年　　月　　日から実施する。